

■ 食事提供施設における注意喚起メール発出基準の見直しについて

食事提供施設における注意喚起メールの発出基準（同じ日に、同じ店舗を訪れた感染者の人数により、メール発出の有無を決定しています）について、これまで店舗の規模により1名～3名としていたところ、2020年12月1日以降、店舗の規模にかかわらず、すべての食事提供施設について、1名に変更します。

これにより、店舗の規模にかかわらず、1名以上の感染者が食事提供施設を訪れたことが確認された場合、同じ日に、同じ施設でQRを読み込んだ方に、注意喚起メールが発信されることとなります。

なお、食事提供施設以外の施設やイベントにおける基準には、変更はありません。

<施設における注意喚起メール発出基準の新旧対照表>

【変更前】

レベル	対象	座席基準	
		100席未満	100席以上
A	全国でクラスターが発生した施設 ※ライブハウス・スナック・バー・パブ・キャバレー・ナイトクラブ等 接待を伴う飲食店	1人	2人
B	飲食店	2人	3人



【変更後】

青字：変更部分

レベル	対象	座席基準	
		100席未満	100席以上
—	・飲食店 ・全国でクラスターが発生した施設(※) ※スナック・バー・パブ・キャバレー・ナイトクラブ等 接待を伴う飲食店	1人	
A	ライブハウス	1人	2人

<施設における注意喚起メール発出基準表（全体）>

2020年12月1日適用

レベル	対象	施設種別	アラート発出基準				
			座席数		面積		
			100席未満	100席以上	1,000㎡未満	1000㎡～1万㎡	1万㎡以上
レベル1	◆飲食店 ◆全国でクラスターが発生した施設	・飲食店 ・スナック、バー、パブ、ナイトクラブ等 接待を伴う飲食店	1人	1人	/		
レベルA	◆全国でクラスターが発生した施設	<座席数> ・ライブハウス <面積> ・スポーツクラブ	1人	2人	1人	2人	—
レベルB	◆クラスター類似施設など、比較的高リスクの施設	<面積> ・体育館、ボウリング場、屋内運動施設 ・カラオケボックス、ダンスホール（ディスコ・クラブ含む）、性風俗店 <面積：1000㎡超> ・テーマパーク、遊園地 ・個室ビデオ、ネットカフェ、場外馬券場 等	/		2人	3人	5人
レベルC	◆本システム対象施設のうち、上記以外の施設	<座席数> ・劇場、映画館、演芸場 等 <面積> ・生活必要物資の小売関係以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業、百貨店等 ・博物館等、ホテル、展示場、集会所 等 <面積：1000㎡未満> ・テーマパーク、遊園地 ・個室ビデオ、ネットカフェ、場外馬券場 等	3人	4人	3人	4人	5人